

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和元年10月1日

-224号-

消費生活トラブル情報

注目!

消費税

消費税の引上げに便乗したトラブルに注意!

相談事例



銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。お宅は4万円戻る」と電話があった。

アドバイス



- 社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺の手口が見られます。消費税率の引上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。
- 金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話を掛けてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
- 着信番号通知や留守番電話機能、警告メッセージ付き通話録音装置を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。困ったときは、早めにお近くの消費生活センター等に御相談ください。

参照先：国民生活センターHP：<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen346.pdf>

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事故情報

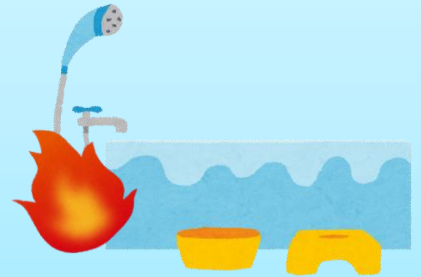
ふろがまの事故に注意！

事例

- 1 浴槽に水を入れずにスイッチを入れたため、使用中の石油ふろがまから出火し、住宅を全焼した。
- 2 ガスふろがまの排気口付近に置いた稲わらに火がついて、周辺を焼失する火災が発生した。

注意事項

- ふろがまを使用する際は、水栓が緩んでいないか、浴槽に十分な量の水が入っているか確認する。
- ふろがまの周囲や排気口付近にものを置かない。
- 屋外排気口付近を定期的に清掃する。



参照先：NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)PSマガジン
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2018fy/psm_vol319_181023.html

お知らせ 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、「知る」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあることから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など取組での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報提供できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター

相談受付時間	【月～金】 8:30～19:00	【土】 8:30～17:00	※日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間	【平日】 9:00～16:30	(入場受付は16:00まで)	※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。